

# コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組みについて

東芝プラントシステム株式会社

## 第1章 株主の権利・平等性の確保

### 【基本原則1】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所の定める適時開示等に係る規則を遵守し、速やかな情報開示に努めております。

また、実質株主を含む外国人株主、その他少数株主など様々な株主の権利や平等性が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備に努めております。

### 【原則1-1. 株主の権利の確保】

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう迅速かつ積極的な情報開示に努めるとともに、株主が円滑な議決権行使ができる環境の整備に努めております。

### 【補充原則1-1①】

取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。

当社は、株主総会における株主の意思を具体的に確認し、その意思を経営に反映させるため、株主総会終了後、最初に開催される定時取締役会において、各議案に対する議決権行使結果の報告を行うとともに、取締役会において設定した基準に該当する相当数の反対票が投じられた会社提案議案が認められるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因等を分析し、株主との対話その他対応の要否等について検討を行うこととしております。

### 【補充原則 1 - 1 ②】

上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

当社は、取締役会において、コーポレート・ガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るよう、執行役員制度を導入し経営の意思決定と監督機能を業務執行機能と分離するとともに、独立性を有する社外取締役 2 名及び社外監査役 2 名を選任し、取締役の業務執行状況の監督機能を担保するなど、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化・充実を図っております。

また、当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により決定する旨を定款に定めております。

### 【補充原則 1 - 1 ③】

上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、株主の権利の重要性を認識し、いずれの株主に対してもその権利行使を事実上妨げることのないよう配慮しております。

また、会社法において認められている少数株主の権利については「株式取扱規則」において権利行使の方法等を定めるなど、その権利行使の確保に努めております。

### 【原則 1 - 2. 株主総会における権利行使】

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

当社は、株主総会が会社の基本的な方針や重要な事項を決定する重要な機関であり、また、株主との建設的な対話の場であることを認識し、より多くの株主が株主総会に出席できるよう開催日及び開催場所の設定に努めております。また、当日出席できない株主については議決権行使書の郵送による議決権行使の方法の他、議決権電子行使制度を採用するとともに、議決権電子行使プラットフォームに参加するなど、株主が議決権行使をしやすい環境を整備しております。

**【補充原則 1 - 2 ①】**

上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

当社は、株主総会において、株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ、適時適確に提供しております。

**【補充原則 1 - 2 ②】**

上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、T D n e t や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

当社は、株主が総会議案を十分に検討する期間を確保できるよう株主総会招集通知の早期発送に努めるとともに、招集通知の発送日より前に、当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトを開示しております。

**【補充原則 1 - 2 ③】**

上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

当社は、株主総会は株主との対話の場であるとの観点から、より多くの株主が出席できる日程への配慮を行うべきと考えており、例年、株主総会集中日と予測される日を避けて開催日を設定するなど、株主総会関連日程を全体として適切に設定しております。

**【補充原則 1 - 2 ④】**

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。

当社は、機関投資家や海外投資家が議決権の行使を行いやすい環境の整備に取り組んでおり、議決権電子行使制度の採用や議決権電子行使プラットフォームへの参加を通じて株主の議決権行使の利便性の向上に努めております。

また、海外投資家が当社に関する情報等をできる限り早期にかつ正確に理解できるよう、招集通知の英語版を作成し、日本語版とともに、発送日より前に、当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトを開示しております。

**【補充原則 1 - 2 ⑤】**

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

当社は、基準日時点において株主名簿に登録されている議決権を有する株主を議決権の行使が可能な株主としているため、信託銀行等に代わって実質株主が自ら議決権の行使等を行うことは、原則、認めておりません。ただし、株主名簿上の株主を通じて、株主総会への出席の申し出があった場合等につきましては、信託銀行等と協議し、その対応を検討してまいります。

**【原則 1 - 3. 資本政策の基本的な方針】**

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

当社は、目標とする経営指標としてROE（自己資本当期純利益率）10%以上を掲げており、中期経営計画で掲げた戦略等を着実に遂行することにより、継続的に目標を達成できるよう努めております。

また、当社は、中長期的な成長による企業価値の向上と利益還元のバランスの最適化等を加味しながら、連結配当性向30%程度を目標として利益還元を努めることとし、内部留保金につきましては、財務体質を強化し、今後の事業発展に備えるとともに、経営環境の変化などに柔軟に対応するために有効活用してまいります。

自己株式の取得につきましては、資本効率の向上及び利益還元の一方法として、経営環境の変化や財務状況等を勘案しその実施を検討してまいります。

#### 【原則 1 - 4. いわゆる政策保有株式】

上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示すべきである。

当社のいわゆる政策保有株式の取得及び保有並びに議決権行使に関する方針は以下のとおりであります。

##### 1. 取得及び保有に関する方針

- (1) 上場株式について、当社は取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、又は協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当社の企業価値の向上に資すると判断した場合は、当該取引先の株式を取得し保有することができる。
- (2) 保有上場株式について、当社は個別銘柄毎に保有に伴うリスク・リターン、営業上の取引関係や業務提携等の事業戦略を踏まえ、中長期的な経済合理性や将来の見通しを総合的に検証した上で、保有維持の良否判定を半年毎に実施する。保有維持しないと判定される株式については、市場に与える影響やその他考慮すべき事情等を配慮しつつ売却を検討する。
- (3) 四半期毎に、取締役会において保有上場株式の状況についての報告を行う。

##### 2. 議決権行使に関する方針

- (1) 保有上場株式の議決権行使については、議案の内容を精査し、株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で、適切に議決権行使を行う。
- (2) 議決権行使に際しては、当該発行会社の発展と株主利益を重視した経営が行われているか、反社会的勢力と関わりがないか等にも着目し、議案ごとに確認を行った上で、議決権を行使する。

#### 【原則 1 - 5. いわゆる買収防衛策】

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社は、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることを最重要課題と認識しており、現段階において買収防衛策を導入する予定はございません。

### 【補充原則 1 - 5 ①】

上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

当社株式が公開買付けに付された場合、株主構成に変動を及ぼし、株主の利益に影響を与える恐れがあることから、取締役会としての考え方を速やかに株主へ開示いたします。

また、その際には、株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じることを妨げることはいたしません。

### 【原則 1 - 6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策】

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、既存株主を不当に害することがないように、独立社外役員の意見に配慮しつつ、その必要性・合理性等を十分に検討するとともに、その検討過程や実施の目的等の情報を速やかに開示いたします。

また、必要に応じて、決算説明会や株主総会等の場を活用し十分な説明に努めてまいります。

### 【原則 1 - 7. 関連当事者間の取引】

上場会社がその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

当社は、役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社及び株主共同の利益等を害することがないように、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議しその承認を得るものいたします。

また、当社は、当社及び子会社を含む全ての役員に対して、関連当事者間の取引の有無について確認する調査を每期実施するなど、関連当事者間の取引について管理する体制等の構築に努めております。

## 第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

### 【基本原則2】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

当社は、持続的成長と中長期的な企業価値の創出において、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めるべきと認識しております。

当社は、当社の経営ビジョンである「利益ある持続的成長を続けるエクセレントカンパニー」の実現に向け、2018年度中期経営計画において「高収益と成長を着実に実現するビジネスモデルの構築」、「BCM経営によるイノベーションの追求」、「CSR経営の推進」を基本戦略として諸施策を積極的に推進しております。

当社は、今後も法令遵守、人権尊重はもとより、社会貢献、環境保全など様々な分野への活動を通じ、健全で質の高い経営の実現に取り組んでまいります。また、社会インフラシステムを担う、お客様に信頼される企業として「安心と安全」を提供するなど、社会の発展に継続して貢献してまいります。

### 【原則2-1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

当社は、「社会インフラの事業を通して、お客様の望むサービス、製品、システムを提供し、従業員一人ひとりが輝く仕事で広く社会に貢献する」ことを経営理念に掲げるとともに、当社の経営ビジョンである「利益ある持続的成長を続けるエクセレントカンパニー」の実現に向け、全社一丸となって事業活動を展開しております。

当社は、この経営理念と経営ビジョンを具体化し、公正、誠実で透明性の高い事業活動を行うとともに、持続可能な社会の形成に貢献する企業であるための行動指針として「東芝プラントシステム行動基準」を定めております。

当社は、当社の役員・従業員の一人ひとりが、本基準に則り、すべての事業活動において生命・安全とコンプライアンスを最優先するという基本方針のもと、環境、人権、地域社会との調和等を重視した地球内企業として、健全で質の高い経営の実現を目指してまいります。

### 【原則 2 - 2. 会社の行動準則の策定・実践】

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

当社は、当社の経営理念と経営ビジョンを具体化し、公正、誠実で透明性の高い事業活動を行うとともに、持続可能な社会の形成に貢献する企業であるための行動指針として「東芝プラントシステム行動基準」を定めております。

当社は、全役員・従業員に対し本基準の冊子を配付するとともに、定期的に教育を実施するなど、本基準を役員・従業員一人ひとりに浸透させ、遵守させるための環境の整備に努めております。

### 【補充原則 2 - 2 ①】

取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

当社は、当社の行動基準である「東芝プラントシステム行動基準」を定期的かつ適宜レビューしております。また、全役員・従業員に対し、定期的に教育を実施するとともに、年 2 回、当社役員等によるコンプライアンス巡回を行うなど、本基準を役員・従業員一人ひとりに浸透させ、遵守させるための環境の整備に努めております。

### 【原則 2 - 3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

当社は、東芝グループ環境基本方針「“かけがえのない地球環境”を、健全な状態で次世代に引き継いでいくことは、現存する人間の基本的責務」との認識にたち、東芝グループ「環境ビジョン 2050」・「地球と調和した人類の豊かな生活に向けての環境経営推進」の実現に向け、すべての事業プロセスにおいて、環境課題に取り組むことが会社経営の活動原点の一つと認識し「環境負荷低減に配慮した事業活動」に全従業員で取り組んでおります。



### 【補充原則 2 - 3 ①】

取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

当社は、環境経営の取り組みへの姿勢として「環境経営コンセプト」と「環境基本方針」を定め、これに基づき環境活動を推進しております。

#### 【環境経営コンセプト】

当社は、環境負荷低減に配慮した<sup>(※)</sup> E P C 事業に取り組めます。

#### 【環境基本方針】

当社は、東芝グループ環境ビジョンのもと、お客様の信頼に応え、社会の発展に貢献するために、E P Cのすべてのプロセスにおいて次の環境管理活動を展開していきます。

- ①地球環境の保全を経営の最重要課題の一つとして、生物多様性を含む環境活動を推進します。
- ②設計から保守サービスまでのすべての事業活動を通じ、地球温暖化の防止、資源の有効利用に努めます。
- ③環境負荷の低減に配慮した製品技術の開発及びサービス向上を図ります。
- ④法令、同意した指針、自社基準を遵守します。
- ⑤地域社会と連携し、関係会社を含む全員で環境活動に取り組めます。

(※) E P C : 『Engineering , Procurement and Construction』の略

### 【原則 2 - 4 . 女性の活躍推進を含む社内の多様性の確保】

上場会社は、社内の異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

当社は、女性が生き生きと働き、かつ様々なフィールドで継続的に活躍できる職場環境づくりに努めるとともに、会社の「利益ある持続的成長」と従業員一人ひとりの「生活の充実」を実現するため、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進しております。

当社は、従業員一人ひとりが自己の仕事の進め方やライフスタイルの見直しを行うことにより、リフレッシュする時間や自己啓発の時間を確保し、より付加価値の高い仕事の実現につながるサイクルを構築することで、健康で働きがいのある職場づくりを進め、魅力ある企業風土の醸成に努めております。

### 【原則 2 - 5. 内部通報】

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

当社は、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実の社内報告体制の一環として「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、内部通報制度を構築し、当該制度を活用することにより、リスクの早期発見と迅速かつ適確に対応できる体制を整備しております。

また、全社のリスク・コンプライアンスマネジメントをつかさどる C R O（Chief Risk-Compliance Management Officer）に任命された取締役が、内部通報制度の運用状況等を定期的かつ適時適切に取締役会に報告するなど、内部通報体制の管理・監督に努めております。

### 【補充原則 2 - 5 ①】

上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止に関する規律を整備すべきである。

当社は、リスク・コンプライアンス統括部門に加え、執行側から独立した顧問弁護士並びに監査役会を通報窓口とする内部通報制度を構築しております。また、当社独自の行動規範である「東芝プラントシステム行動基準」、「内部通報制度運用基準」等により、通報者保護の体制を整備しております。

## 第 3 章 適切な情報開示と透明性の確保

### 【基本原則 3】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、ステークホルダーの理解を得るために適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しております。

当社は、その認識を実践するため、法令等に基づく開示を適切に行うとともに、法令等に基づく開示以外にも株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報（非財務情報も含む。）については、任意で適時開示を行っております。

### 【原則 3 - 1. 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記(iii)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

- (i) 当社は、経営理念、経営ビジョンを定め、当社ホームページ上に開示しております。また、中期経営計画を策定し、当社ホームページ及び決算説明資料等にて開示しております。
- (ii) 当社は、「コーポレートガバナンス・コード」の各原則に対する方針を「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組みについて」として定め、当社ホームページ上に開示しております。また、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を当社ホームページ、コーポレート・ガバナンス報告書及び有価証券報告書にて開示しております。
- (iii) 当社は、取締役の報酬等の決定に関する方針を事業報告、コーポレート・ガバナンス報告書及び有価証券報告書にて開示しております。
- (iv) 当社は、取締役候補者・監査役候補者の選定に際しては、独立性を有する社外取締役を委員長とする「指名・報酬委員会」の審議を経て、人格、識見、能力に優れ、当社役員の一員として有望な人材をあらゆる角度から精査し総合的に判断した上で、取締役会が決定しております。また、社外役員の独立性に関しましては、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」に基づき、「指名・報酬委員会」が判断しております。
- (v) 株主総会招集通知にて、取締役候補者及び監査役候補者全員の略歴等並びに選任理由を個別開示しております。

### 【補充原則 3 - 1 ①】

上記の情報の開示に当たっても、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

当社は、情報の開示にあたり、わかりやすい内容で、迅速かつ正確な情報開示に努めております。

**【補充原則 3 - 1 ②】**

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

当社は、当社における株主構成等を踏まえ、海外投資家が当社に関する情報等をできる限り早期にかつ正確に理解できるよう、招集通知の英語版を作成し、発送日より前に、当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトに開示しております。

**【原則 3 - 2. 外部会計監査人】**

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

当社は、外部会計監査人が、適正な監査の確保ができるよう、監査役会、監査部、経理部、総務部等と連携し、監査日程や監査体制を確保できるよう努めております。

**【補充原則 3 - 2 ①】**

監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- ( i ) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- ( ii ) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

- ( i ) 当社監査役会は、「会計監査人の評価基準」に基づき、毎年 1 回、あらかじめ定めた評価日程に基づき、外部会計監査人の監査活動の適切性・妥当性を評価しております。また、「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」に基づき、外部会計監査人の再任の妥当性等を検証しております。
- ( ii ) 当社監査役会は、外部会計監査人の監査実施状況や監査報告並びに定期的な意見交換等を通じて、外部会計監査人の独立性と専門性の有無等について確認を行っております。

**【補充原則 3 - 2 ②】**

取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- ( i ) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- ( ii ) 外部会計監査人から C E O ・ C F O 等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
- ( iii ) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- ( iv ) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

- ( i ) 外部会計監査人と事前協議を実施の上、あらかじめ監査日程等を策定し、十分な監査時間を確保しております。
- ( ii ) 外部会計監査人から要請等があった場合は、各取締役等は、速やかに面談等を行うこととしております。
- ( iii ) 外部会計監査人と監査役、監査部は、会計監査や業務監査、意見交換等を通じ連携できる体制を確保しております。また、社外取締役についても、外部会計監査人からの要請等があった場合は、速やかに連携できる体制を確保しております。
- ( iv ) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や不備・問題点を指摘した場合は、経理部、監査部その他関連部門が連携して調査・是正を行い、必要に応じ、その結果等を社長及び取締役会等に報告いたします。また、監査役会は、常勤監査役が中心となり、その内容を精査するとともに、経理部、監査部その他関連部門と連携し、必要に応じ、是正等を求めることとしております。

## 第4章 取締役会等の責務

### 【基本原則4】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

当社は、取締役会及び経営会議をはじめ、取締役が出席する重要な会議において、経営戦略や経営計画等、当社の根幹をなす方針等を議論し、大きな方向性等を定めております。

当社は、「取締役会規則」、「経営会議規程」、「組織規程」、「決裁権限規程」等を整備し、取締役、執行役員、部長等の権限と責任を明確にするとともに、適切なリスクテイクを支える環境の整備に努めております。

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るよう、執行役員制度を導入し経営の意思決定と監督機能を業務執行機能と分離するとともに、独立性を有する社外取締役を2名選任し、実効性の高い監督の実現に取り組んでおります。また、監査役についても、独立性を有する社外監査役を2名選任し、取締役の職務執行に対する独立性の高い監査体制を構築しております。

### 【原則4-1. 取締役会の役割・責務（1）】

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

当社の取締役会は、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営戦略や経営計画等、当社の根幹をなす方針等について、社外役員からの積極的な意見等も踏まえ、建設的な議論を行い、大きな方向性等を定めております。

また、重要な業務執行の決定を行う場合は、当社の経営理念、経営ビジョン及び中期経営計画等を十分に勘案し、合理的な判断のもと、審議・決定しております。

**【補充原則 4 - 1 ①】**

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

当社は、「取締役会規則」、「経営会議規程」、「組織規程」、「決裁権限規程」等を整備し、取締役、執行役員、部長等の権限と責任を明確に定め、当該規定に基づき、それぞれの決裁機関、決裁者が業務執行等に関する事項を適切に審議し決定しております。

当社の取締役会は、当社の持続可能な成長と企業価値の向上を図るため、監督機能を十分に発揮するとともに、法令や定款、更には「取締役会規則」をはじめとする各種規定等に定められた重要な事項を、公正な判断基準に基づき、意思決定しております。

また、取締役会は、業務執行取締役及び執行役員に対し、業務執行に関する事項を委任するとともに、業務執行取締役及び執行役員に対し、3箇月に1回以上、取締役会に業務執行状況等を報告させるなど、当該執行状況の管理・監督を適切かつ合理的に行っております。

**【補充原則 4 - 1 ②】**

取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

当社は、中期経営計画を策定しております。中期経営計画については、定期的に進捗状況の確認や分析を行い、必要に応じ、見直しを実施しております。

また、その結果につきましては、決算説明会や株主総会等の場で説明を行っております。

**【補充原則 4 - 1 ③】**

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者等の後継者の計画（プランニング）について適切に監督を行うべきである。

当社は、「社長選任プロセス」として、社長後継候補者（複数名）の選定方法、評価基準及び決定までのスケジュール等を明確に定め、独立性を有する社外取締役を委員長とする「指名・報酬委員会」の審議を経て、社長候補者を計画的に決定しております。

#### 【原則 4 - 2. 取締役会の役割・責務（2）】

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

当社は、取締役会で決議すべき事項について、それぞれの取締役が独立した客観的な立場で多角的かつ十分な検討を行い、決定した内容については、当該事項を担当する取締役及び執行役員が監督並びに執行責任を担っております。

また、取締役の報酬等につきましては、基本報酬と付加報酬により構成され、当該期の業績及び財務状況等を総合的に勘案し加算減算の上、取締役会の決議に基づき決定しております。

なお、取締役の報酬等の決定に関する方針及び報酬等の額につきましては、独立性を有する社外取締役を委員長とする「指名・報酬委員会」の審議を経て、取締役会が決定しております。

#### 【補充原則 4 - 2 ①】

経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

当社の取締役の報酬等は、基本報酬と付加報酬により構成され、当該期の業績及び財務状況等を総合的に勘案し加算減算の上、取締役会の決議に基づき決定しております。

なお、取締役の報酬等の決定に関する方針及び報酬等の額につきましては、独立性を有する社外取締役を委員長とする「指名・報酬委員会」の審議を経て、取締役会が決定しております。



### 【原則４－３．取締役会の役割・責務（３）】

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

当社の取締役会は、独立した客観的な立場から、取締役等に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、「業績評価制度規程」、「人事制度取扱基準」等に基づき、適切に会社の業績等の評価を行い、当該評価を人事に適切に反映すべく努めております。

また、情報開示については、総務部、経営企画部、経理部等情報開示に関わる部門が都度協議を実施し、担当取締役の確認のもと、適時適確な情報開示に努めております。更に、当社は、役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社及び株主共同の利益等を害することがないように、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議しその承認を得ております。

また、当社は、当社及び子会社を含む全ての役員に対して、関連当事者間の取引の有無について確認する調査を毎期実施するなど、関連当事者間の取引について管理する体制等の構築に努めております。

### 【補充原則４－３①】

取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。

当社は、取締役候補者・監査役候補者の選定に際しては、独立性を有する社外取締役を委員長とする「指名・報酬委員会」の審議を経て、人格、識見、能力に優れ、当社役員の一員として有望な人材をあらゆる角度から精査し総合的に判断した上で、取締役会が決定しております。また、社外役員の独立性に関しましては、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」に基づき、「指名・報酬委員会」が判断しております。

#### 【補充原則 4 - 3 ②】

コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、適切なリスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くべきであり、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。

当社は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」等を定め、リスク発生の未然防止並びにリスク管理に取り組む体制の整備に努めております。

また、財務情報を含めた情報開示の信頼性の確保は必須であると認識しており、J-SOXに係る専門部門を設置するなど、これらが適切に構築・運用されていることを管理・監督する体制整備に努めております。

#### 【原則 4 - 4. 監査役及び監査役会の役割・責務】

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

当社は、監査役 4 名のうち 2 名を社外監査役（独立役員）として選任しており、独立した立場で監査役としての責務を果たしております。

また、各監査役は、各分野において高い専門性や豊富な経験等を有しており、取締役会及び取締役等に対して、必要に応じ、適宜適切に意見を述べております。

#### 【補充原則 4 - 4 ①】

監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

当社は、監査役 4 名のうち 2 名を社外監査役（独立役員）として選任しており、高い独立性を有する監査役会となっております。常勤監査役は、取締役会に加え、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じ、適宜適切な意見を述べるとともに、他の監査役と積極的に情報の共有化を図っております。

また、社外取締役とも定期的に意見交換を行うなど、連携できる体制を確保しております。

#### 【原則４－５．取締役・監査役等の受託者責任】

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

当社の取締役及び監査役は、持続的な企業価値の向上に責任を負うものとしての受託者責任を認識し、各ステークホルダーに対して必要な情報を適時適確に提供しております。

また、重要な情報の開示等については、適宜適切に開示できる体制を構築するとともに、社外役員については、株主等の視点に立って、会社や株主共同の利益を高めるよう、必要に応じ、適宜適切に意見等を述べております。

#### 【原則４－６．経営の監督と執行】

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

当社は、独立性を有する社外取締役を２名選任しておりますが、当該社外取締役が、専門的な見識と幅広い経験から、取締役会等において独立かつ客観的な立場から意見等を行うことで、より実効性の高い経営の監督体制を確保しております。

#### 【原則４－７．独立社外取締役の役割・責務】

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること

当社は、独立性を有する社外取締役を２名選任しておりますが、当該社外取締役は、専門的な見識と幅広い経験から、当社の経営戦略や経営計画並びに取締役等の選解任その他取締役会の重要な意思決定等について、監視・監督を行い、独立した立場で適時適正な意見等を述べております。

#### 【原則 4 - 8 . 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも 2 名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも 3 分の 1 以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示すべきである。

当社は、現在、独立性を有する社外取締役を 2 名選任しておりますが、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、独立性を有する社外取締役の員数を含め、当社にとって望ましい取締役会の構成を引き続き検討してまいります。

#### 【補充原則 4 - 8 ①】

独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的を開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

当社は、独立性を有する社外取締役を 2 名選任しておりますが、取締役社長をはじめとする取締役及び監査役（社外監査役を含む。）との定期的な意見交換の場を設けるなど、独立性を有する社外取締役としての責務を十分に果たしていただける環境等の整備に努めております。

#### 【補充原則 4 - 8 ②】

独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

当社は、独立性を有する社外取締役を 2 名選任しておりますが、取締役社長をはじめとする取締役及び監査役（社外監査役を含む。）との定期的な意見交換の場を設けるなど、各取締役等との連絡・調整、監査役との連携体制等は十分に構築されております。

#### 【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

当社は、独立性を有する社外取締役を委員長とする「指名・報酬委員会」の設置に伴い、「社外役員の独立性判断基準」を策定し、有価証券報告書において開示しております。

また、社外役員候補者の選定に際しては、「指名・報酬委員会」の審議（「社外役員の独立性判断基準」に基づく独立性の判断を含む。）を経て、人格、識見、能力に優れ、当社役員の一員として有望な人材をあらゆる角度から精査し総合的に判断した上で、取締役会が決定しております。

#### 【原則４－１０．任意の仕組みの活用】

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

当社は、監査役会設置会社を採用しておりますが、役員等の指名等に関する事項及び取締役の報酬等に関する事項については、独立性を有する社外取締役を委員長とする「指名・報酬委員会」を取締役会の任意の諮問機関として設置し、統治機能の充実を図っております。

#### 【補充原則４－１０①】

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、例えば、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することなどにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

当社の社外取締役は２名であり、取締役会の過半数には達していませんが、取締役社長をはじめとする取締役及び監査役（社外監査役を含む。）との定期的な意見交換の場を設けるなど、各取締役等との連絡・調整、監査役との連携が十分に行える体制等を構築し、独立性を有する社外取締役がそれぞれの専門性や経験等を十分に発揮できる環境等の整備に努めております。

また、当社は、取締役会の任意の諮問機関として独立性を有する社外取締役を委員長とする「指名・報酬委員会」を設置し、役員等の指名等に関する事項及び取締役の報酬等に関する事項について、独立性を有する社外取締役が、適切に関与・助言できる体制等を構築しております。

なお、当社の「指名・報酬委員会」は、独立性を有する社外取締役及び取締役会の決議により選定された取締役により構成され、独立性を有する社外取締役を委員長に選定することとしております。

#### 【原則 4 - 1 1. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

当社取締役会は、各事業、あるいは会社業務等に精通し、機動性のある事業執行を実行できる者と、高度な専門性を有し、幅広い視点による経営に対する助言と監督が期待できる者として構成されており、その役割・責務を実効的に果たすための人格、識見、能力を全体としてバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成するよう努めております。また、監査役には、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものを1名以上選任することとしております。

また、当社は、取締役会の実効性を高め企業価値を向上させることを目的として、原則毎年1回、取締役会の実効性に関する自己評価を実施するとともに、その結果の概要を開示しております。

#### 【補充原則 4 - 1 1 ①】

取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。

当社取締役会は、各事業、あるいは会社業務等に精通し、機動性のある事業執行を実行できる者と、高度な専門性を有し、幅広い視点による経営に対する助言と監督が期待できる者として構成されており、取締役会の多様性と適正規模についても検討した上で、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から構成員のバランス等に十分配慮しております。

取締役候補者の選定に関しては、独立性を有する社外取締役を委員長とする「指名・報酬委員会」の審議を経て、人格、識見、能力に優れ、当社役員の一員として有望な人材をあらゆる角度から精査し総合的に判断した上で、取締役会が決定しております。また、当社は独立性を有する社外取締役を2名選任しておりますが、社外役員の独立性に関しましては、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」に基づき、「指名・報酬委員会」が判断しております。

#### 【補充原則 4 - 1 1 ②】

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

当社の社外取締役及び社外監査役は、現在、他の会社の役員等を兼務しておりません。

なお、社外取締役及び社外監査役の他社との重要な兼任の状況については、株主総会招集通知や有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書等を通じて、適時適切に開示しております。

#### 【補充原則 4 - 1 1 ③】

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

当社は、取締役会の実効性を高め企業価値を向上させることを目的として、原則毎年1回、すべての取締役に対して「取締役会の実効性評価に関するアンケート（記名方式）」を実施し、当該アンケート結果に基づき、社外取締役及び社外監査役を含む監査役の意見等も踏まえ、取締役会の実効性に関する自己評価を実施するとともに、その結果の概要を開示しております。

#### 【原則 4 - 1 2. 取締役会における審議の活性化】

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

社外取締役は、専門的な知識や豊富な経験等に基づき、必要に応じて意見を述べるとともに、改善提案等を行っております。

当社の取締役会は、社外取締役による意見、改善提案等を含め、自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めております。

#### 【補充原則 4 - 1 2 ①】

取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

- (i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
- (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること
- (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- (v) 審議時間を十分に確保すること

当社は、取締役会の年間スケジュールを設定し、基本的にすべての取締役及び監査役が出席することができる日程を確保しております。

取締役会に上程する事項は、原則、経営会議で事前に審議しておりますので、業務執行取締役及び常勤監査役がその内容を十分に理解した上で取締役会に出席できる体制を整備しております。

また、社外取締役や常勤監査役以外の監査役には、経営会議等の資料を適時適切に配付の上、必要に応じ説明を実施するなど、情報の共有化を図るとともに、理解の浸透に努めております。

なお、取締役会資料については、当日の議論を活発に行うため、開催日の3営業日前に配付するよう努めております。

#### 【原則 4 - 1 3 . 情報入手と支援体制】

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。

取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

当社は、取締役及び監査役が、その職務の遂行に必要な情報を関連部門に求めることができる環境を整備し、情報提供を求められた部門は、速やかに情報提供を行う体制を構築しております。

また、取締役に対しては、取締役会事務局である部門が中心となって支援を行い、監査役に対しては、補佐人を複数名選任し、速やかに支援できる体制を構築しております。

#### 【補充原則 4 - 1 3 ①】

社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

当社は、取締役が取締役会に上程された議案に限らず、必要に応じて、議案の上程部門や担当取締役に対して追加の情報を求め、迅速かつ適正な意思決定に資する情報を適宜取得できる環境を整備しております。

監査役については、上記の環境の整備に加え、監査部、経理部等と密に連携し、監査を行うために必要な情報収集が可能な体制を構築しております。

#### 【補充原則 4 - 1 3 ②】

取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

取締役及び監査役は、業務を遂行する上で必要と認める場合は、コンサルタント、弁護士等の外部専門家を積極的に活用し、検討を行っております。

なお、これに伴い生じた費用等については、当社が負担することとしております。



#### 【補充原則 4 - 1 3 ③】

上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

当社は、監査部における内部監査結果及び従業員等へのヒアリングにより認識された業務執行の状況等については、問題点も含め、適時適切に取締役や監査役に報告される体制を構築するとともに、報告された問題点等については、取締役や監査役から当該部門に対し、適時適確な改善指示等がなされる体制を構築しております。

また、当社は、社外取締役及び社外監査役からの指示等を受けて社内における連絡・調整にあたる担当者を設置し、社外取締役及び社外監査役の要請に迅速かつ適切に対応できる体制を構築しております。

#### 【原則 4 - 1 4. 取締役・監査役のトレーニング】

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

当社の取締役及び監査役は、当社が主催する役員研修や外部機関が開催するセミナー等に積極的に参加することで、必要な知識、あるいは時勢に応じた新しい知識の習得や研鑽に努めております。

また、当社は、これらの機会の提供・斡旋に努めるとともに、これに伴い生じた費用等については、当社が負担することとしております。

#### 【補充原則 4 - 1 4 ①】

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

当社の取締役及び監査役は、就任の際には、当社の事業・財務・組織等に関する理解の浸透に努めるとともに、取締役及び監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む。）を理解し、それを適切に果たすことができるよう弁護士等の専門家から関連法令並びにコーポレート・ガバナンス等に関する説明を受け、知識の習得等に努めております。

また、取締役及び監査役は、必要に応じて、これらの機会を継続的に得ることに努めております。

#### 【補充原則 4 - 1 4 ②】

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

当社は、取締役及び監査役が、当社の事業・財務・組織等に関する理解を深め、必要な知識を習得するための機会を設けるとともに、取締役及び監査役が、取締役及び監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む。）を理解し、それを適切に果たすことができるよう弁護士等の外部専門家から関連法令並びにコーポレート・ガバナンス等に関する説明を受ける機会を定期的に設けております。

また、当社は、必要に応じて、これらの機会の継続的な提供・斡旋に努めるとともに、取締役及び監査役が、会社経営上の意思決定に必要な広範な知識や業務遂行に求められる知識習得のための場に積極的に参加できる環境の整備に努めております。

## 第 5 章 株主との対話

#### 【基本原則 5】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するために、株主との積極的な対話を通じて、株主の意見や要望を真摯に受け止め、経営に反映させることが重要な責務であると認識しております。そのため、IR担当取締役を中心とするIR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主や投資家との対話の場を積極的に設けることとしております。

#### 【原則 5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

当社はIR担当取締役を中心とするIR体制を整備しております。株主や投資家に対しては、原則年2回、決算説明会を開催するとともに、株主や機関投資家からの要請に応じて、積極的にIRミーティング等を開催し、株主平等の原則やインサイダー情報の取り扱い等に留意した上で、合理的な範囲で適時適切な情報開示に努めております。IR担当取締役は、必要に応じて、会議体や報告書等を活用してその概要を取締役や関係部門等にフィードバックし、情報の共有化を図っております。

### 【補充原則 5 - 1 ①】

株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本とすべきである。

当社では、株主との対話の対応については、株主の関心事項を踏まえた上で、I R 担当取締役や I R 担当部門等が中心となり、個別の面談を行うこととしております。

### 【補充原則 5 - 1 ②】

株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

- ( i ) 株主との対話全般について、下記 ( ii ) ~ ( v ) に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話の実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
- ( ii ) 対話を補助する社内の I R 担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
- ( iii ) 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会や I R 活動）の充実に係る取組み
- ( iv ) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
- ( v ) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

当社は、株主との建設的な対話を促進するために、次の取り組みを行うこととしております。

- ( i ) 当社は、I R 担当取締役を任命しております。
- ( ii ) 当社は、I R 担当部門を設置し、経営企画部、経理部等の各部門と有機的な連携を図ることとしております。
- ( iii ) 当社は、原則年 2 回、決算説明会を開催するとともに、株主や機関投資家からの要請に応じて、積極的に I R ミーティング等を開催しております。
- ( iv ) I R 活動やそのフィードバック及び株主の異動等の情報については、I R 担当取締役が、適宜、その概要を取締役会に報告するなどし、情報の共有化を図っております。
- ( v ) 当社は、決算説明会や各種ミーティングを問わず、株主や機関投資家との対話にあたっては、株主平等の原則等に十分配慮し、未公表の重要事実（インサイダー情報）の取り扱い等情報管理の徹底に努めております。

### 【補充原則 5 - 1 ③】

上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

当社は、毎年 3 月末及び 9 月末時点における株主名簿をもとに株主構成を確認するとともに、必要に応じて、株主名簿上では把握することができない実質株主の判明調査を実施し、実質株主の把握に努めております。

### 【原則 5 - 2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

当社は、中期経営計画を策定し、経営や事業に関する戦略とともに、売上高、経常利益等の計数目標を掲げることで、株主の理解が促進するよう努めるとともに、目標とする経営指標として R O E（自己資本当期純利益率）10%以上を掲げ、中期経営計画で掲げた戦略等を着実に遂行することにより、継続的に目標を達成できるよう努めております。

また、当社は、中長期的な成長による企業価値の向上と利益還元のバランスの最適化等を加味しながら、連結配当性向30%程度を目標として利益還元を努めることとし、内部留保金につきましては、財務体質を強化し、今後の事業発展に備えるとともに、経営環境の変化などに柔軟に対応するために有効活用してまいります。

自己株式の取得につきましては、資本効率の向上及び利益還元の一方法として、経営環境の変化や財務状況等を勘案しその実施を検討してまいります。

なお、当社の中期経営計画につきましては、事業環境、業績の推移や当該時点の社会情勢や経済情勢等を踏まえて適宜見直しを行うこととし、変更が生じた場合には、株主総会や決算説明会等において説明するとともに、必要に応じ、適時適切に開示することとしております。

以 上